

3 化管法と環境保全条例の比較（届出制度）

		化管法（PRTR 制度）	環境保全条例（第 46～51 条）
届出要件	業種 (12、28 頁参照)	製造業等 24 業種	
	従業員数 (11 頁参照)	事業者が常時使用する従業員数（全社の合計）が 21 人以上	
	対象化学物質 (30 頁参照)	第 1 種指定化学物質	特定化学物質
		515 物質※ ¹	
	年間取扱量 (15 頁参照)	工場等で 1 トン以上 (特定第 1 種指定化学物質については 0.5 トン以上)	
	その他 (41 頁参照)	特別要件施設 (年間取扱量に関わらず対象)	
届出内容 (8 頁参照)		前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の 排出量及び移動量	前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の 取扱量
提出期間 (26 頁参照)		毎年度 4 月 1 日～6 月 30 日※ ²	

○この他に、環境保全条例では、取扱量の届出が必要な工場等のうち、常時使用する従業員の数が 21 人以上の工場等※³ について、特定化学物質等適正管理書（16 頁参照）を工場等ごとに作成し、届け出を行う必要があります。工場等が新たに要件に該当することとなった場合は、その日から 6 か月以内に届出を行うとともに、適正管理書の内容を変更した場合は、速やかに届け出ることとなっています。

※¹ 令和 3 年 10 月の化管法施行令の一部改正により、第一種指定化学物質が 515 物質に見直されました。令和 6 年度の届出から改正後の第一種指定化学物質が対象です。

※² 令和 4～6 年度は、化管法の電子届出のみ提出期間を 7 月末日まで延長しています。

※³ 全社の合計ではなく、個々の工場等ごとに判断します。